

農地法第3条の規定による許可申請書

令和6年9月13日

音更町農業委員会会長 様

譲渡人 (貸主) 郵便番号 080-0301
住所 河東郡音更町木野大通西6丁目1番地
職業 農業
ふりがな きの たろう
氏名 木野 太郎 印
生年月日 昭和24年2月27日 (75 歳)
電話番号 0155-31-2101

譲受人 (借主) 郵便番号 080-0198
住所 河東郡音更町元町2番地
職業 農業
ふりがな おとふけ いちろう
氏名 音更 一郎 印
生年月日 昭和39年7月31日 (60 歳)
国籍 日本 (在留資格又は特別永住者)
注 国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみが記載すること。
電話番号 0155-42-2111

下記農地(採草放牧地)について、~~所有権(地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、経営委託による権利その他の使用及び収益を目的とする権利)~~を移転(設定)したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付すること。)

所在 (河東郡音更町)	地番	地目		面積(m ²)	所有者の氏名 又は名称 (または現所有者 の氏名又は名称)	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
		登記簿	現況			権利の 種類・内容	権利者の氏名 又は名称
字音更西5線	1-1	畑	畑	1,000.00	木野 太郎		
字音更西5線	1-2	田	畑	2,500.00	木野 太郎		
以下余白							
計		田					
		畑		3,500.00			
		農地計		3,500.00			
		採草放牧地					

注 許可を受けようとする筆数が多く記載しきれない場合は、別紙に記載し、添付すること。

2 権利を設定し、又は移転しようとする理由

(1) 譲渡人 (貸主)	経営規模縮小のため
(2) 譲受人 (借主)	経営規模拡大のため

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

契約の種類	土地の引渡しの時期	対価、賃料等の額 【10アール当たりの額】	資金調達の方法	契約期間
売買	許可指令日	1,000,000 円 【 285,700 円 】	自己資金	年

注 資金調達の方法が農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載すること。また、賃貸借契約の場合には、契約期間欄を記載すること。

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が現に所有権等を有する農地及び採草牧草地の利用の状況（農地法第3条第2項第1号関係）

		農地面積	田	畑	採草牧草地	
所有地	自作地	① 10,000.00 m ²	m ²	10,000.00 m ²	③ m ²	
	貸付地	m ²	m ²	m ²	m ²	
		所在・地番	地目 登記簿 現況		面積	状況・理由
	非耕作地			m ²		
		農地面積	田	畑	採草牧草地	
所有権 以外	借入地	② 20,000.00 m ²	m ²	20,000.00 m ²	④ m ²	
	貸付地	m ²	m ²	m ²	m ²	
		所在・地番	地目 登記簿 現況		面積	状況・理由
	非耕作地			m ²		
		農地面積計①+②	採草放牧地面積計③+④	経営地面積合計⑤+⑥		
経営地合計		⑤ 30,000.00 m ²	⑥ m ²	30,000.00 m ²		
備考						

注1 「自作地」「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。

なお、「所有権以外の土地」の欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地が対象となる。

注2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから、条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載すること。

5 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況、農作業に従事する者の数等状況（農地法第3条第2項第1号関係）

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田	畑	採草放牧地
作付（予定）作物		小麦、馬鈴薯、甜菜、豆類	
権利取得後の面積	m ²	33,500.00 m ²	m ²

(2) 大農機具又は家畜

		トラクター	その他作業機械一式	乳牛	肉牛
確保しているもの	所有	2 台	3 台	100 頭	150 頭
	リース	台	台	頭	頭
導入予定のもの	所有	1 台	台	頭	頭
	リース	台	台	頭	頭
(資金繰りについて)					

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業歴： 10 年 農業技術修学歴： 2 年 その他：

② 世帯員等その他常時従事している労働力（人）

現在： 3 人（農作業経験の状況： 詳細は8の欄に記載）

増員予定： 人（農作業経験の状況： ）

③ 臨時雇用労働力（年間延人数）

現在： 100 人（農作業経験の状況： ）

増員予定： 人（農作業経験の状況： ）

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

平均距離： 2.0 km 時間： 時間

注1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等をいう。

「家畜」とは、牛、馬、鶏等をいう。

注2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載すること。

6 その法人の構成員等の状況（農地法第3条第2項第2号関係）

権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ、別紙1に記載し、添付すること。

7 信託の引受け該当有無（農地法第3条第2項第3号関係）

信託の引受けによる権利の取得 有 ・ 無

注 該当するものに印を付すこと。

8 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（農地法第3条第2項第4号関係）

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等以内の親族をいう。）

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名

個人経営の場合 農作業へ常時従事している世帯員
 法人経営の場合 持分を所有している構成員

(2) 年齢 (3) 権利取得者との関係 (4) 主たる職業 (5) 農作業への年間従事日数

(6) 農作業年間従事日数計 (7) 備考

世帯員（構成員） 氏名	年齢	権利取得者 との関係	主たる 職業	農作業への 年間従事日数	農作業年間 従事日数計	備考
音更 一郎	60	本人	農業	250	750	
音更 花子	60	妻	農業	250		
音更 健太郎	35	後継者	農業	250		

(8) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の農作業への従事状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間			←	—	—	—	—	—	—	—	—	→
その者が農作業に常時従事する期間			←	—	—	—	—	—	—	—	—	→
その者が農作業に常時従事する年間日数	3 人 合計 750 日											

注 該当する期間（実績又は見込み）を「←」「—」「→」で示すこと。

注 「その者が農作業に常時従事する期間」欄には、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にある期間を示すこと。

9 転貸が認められる場合への該当有無（農地法第3条第2項第5号関係）

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに印を付すこと。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲作を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

表作の作付内容＝ _____ 、裏作の作付内容＝ _____

- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

10 周辺地域との関係（農地法第3条第2項第6号関係）

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響について、次の事項のうち該当するものに印を付すこと。

- ① 地域の水利調整への参加 : 参加 不参加 該当なし
- ② 農薬の使用状態 : 減農薬 無農薬
- ③ 地域の共同防除活動への参加 : 参加 不参加 該当なし
- ④ 遺伝子組換え作物の栽培予定 : あり なし
- ⑤ 5の作付（予定）作物の栽培 : 連作 一部連作 輪作
- ⑥ ⑤で、連作又は一部連作に○を付した場合には、当該農地や周辺農地への土壌障害等の影響をどのように回避するか記載すること。

(_____)

- ⑦ この権利移転に関して、周辺農家等の話し合いをした又はする予定の事項について、内容の記載をすること。

(_____)

11 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項（農地法第3条第3項関係）

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、申請書の記載事項に加え、別紙2に記載し、添付すること。

12 特殊事由により申請する場合の記載事項

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、1～10の記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載すること。

(1) 以下の場合は、1～10の記載事項全ての記載が不要となる。

- その取得しようとする権利が地上権（民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載すること。）
- 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合（景観法（平成16年法律第110号）第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付すること。）

(2) 以下の場合は、5（効率要件）及び6（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載すること。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、6（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載すること。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

（留意事項）

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限る。該当していることを証する書面を添付すること。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すと認められる場合

（事業・計画の内容）

--

(記載要領)

- 1 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）すること。
- 3 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載すること。
- 4 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付すること。
- 5 記の4は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載すること。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載すること。
- 6 申請書は3部提出すること。ただし、申請者が2人を超える場合は、その超える人数に相当する数の申請書を追加で提出すること。

別紙

合計面積

m²

所 在 (河東郡音更町)	地 番	地 目		面積 (m ²)	所有者の氏名 又は名称 (または現所有者 の氏名又は名称)	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
		登記簿	現況			権利の 種類・内容	権利者の氏 名又は名称
5							
10							
15							
20							
25							
30							
計		田		/			
		畑					
		農地計					
		採草放牧地					